

件名	愛媛県管理港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例																		
主管課	港湾海岸課																		
根拠法令等	港湾法（昭和25年法律第45号）																		
内容	<p>【改正の概要】</p> <p>1 目的 港湾法の一部改正により、港湾管理者が指定できる分区の種類にクルーズ港区が追加され、分区条例の運用指針となっている国の通達が改正されたため、これに即して条例を改正する必要がある。</p> <p>2 改正内容 (i) 港湾管理者が指定できる分区に、クルーズ港区を追加 (ii) クルーズ港区内で建設等が許容される構築物を規定</p> <p>3 現状 現行条例には、港湾法改正により追加されたクルーズ港区が規定されていないため、国の法令が整備されたタイミングに合わせて、条例中に規定しようとするもの。</p> <p>4 分区制度の概要 港湾法では、臨港地区（港湾管理者が管理する陸域）内において、一定の区域ごとに構築物の用途を規制し、無秩序な土地利用の回避と計画的な土地利用を誘導するため、港湾管理者がその目的に応じて分区を指定することができるかと定めている。 なお、現在、本県では分区の具体的な指定を行っていない。</p> <p>○分区の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>商 港 区</td> <td>旅客又は一般の貨物を取り扱うことを目的とする区域</td> </tr> <tr> <td>特殊物資港区</td> <td>石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱うことを目的とする区域</td> </tr> <tr> <td>工 業 港 区</td> <td>工場その他工業用施設を設置することを目的とする区域</td> </tr> <tr> <td>漁 港 区</td> <td>水産物を取り扱い、又は漁船の出漁の準備を行うことを目的とする区域</td> </tr> <tr> <td>バンカー港区</td> <td>船舶用燃料の貯蔵及び補給を行うことを目的とする区域</td> </tr> <tr> <td>保 安 港 区</td> <td>爆発物その他の危険物を取扱うことを目的とする区域</td> </tr> <tr> <td>マリーナ港区</td> <td>スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域</td> </tr> <tr> <td>クルーズ港区</td> <td>専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域（今回追加）</td> </tr> <tr> <td>修景厚生港区</td> <td>景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域</td> </tr> </table>	商 港 区	旅客又は一般の貨物を取り扱うことを目的とする区域	特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱うことを目的とする区域	工 業 港 区	工場その他工業用施設を設置することを目的とする区域	漁 港 区	水産物を取り扱い、又は漁船の出漁の準備を行うことを目的とする区域	バンカー港区	船舶用燃料の貯蔵及び補給を行うことを目的とする区域	保 安 港 区	爆発物その他の危険物を取扱うことを目的とする区域	マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域	クルーズ港区	専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域（今回追加）	修景厚生港区	景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域
	商 港 区	旅客又は一般の貨物を取り扱うことを目的とする区域																	
	特殊物資港区	石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱うことを目的とする区域																	
	工 業 港 区	工場その他工業用施設を設置することを目的とする区域																	
	漁 港 区	水産物を取り扱い、又は漁船の出漁の準備を行うことを目的とする区域																	
	バンカー港区	船舶用燃料の貯蔵及び補給を行うことを目的とする区域																	
	保 安 港 区	爆発物その他の危険物を取扱うことを目的とする区域																	
	マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域																	
	クルーズ港区	専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域（今回追加）																	
	修景厚生港区	景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域																	
施行日	公布日																		
【その他参考事項】																			